

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第226号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月28日（日） 06時40分ごろ	
発生場所	神奈川県藤沢市 江ノ島灯台から真方位194.5° 6,450m付近 (概位 北緯35° 14.5′ 東経139° 27.6′)	
事故等調査の経過	平成21年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三 ^{みつぞう} 光三丸、13トン 232-31334 神奈川、個人所有 B モーターボート BLUE SKY II、1.2トン 235-47704 神奈川、有限会社日本ワールドプラン	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 3人（船長及び友人2人：打撲、擦り傷）	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に破口及びき裂	
事故等の経過	A船は、船長が釣り客8人を乗せ、江ノ島灯台の南南西方沖を針路約300°、約12ノットの速力で手動操舵により航行中、また、B船は、船長が友人2人を乗せ、機関を中立運転として船首からシーアンカーを投入し、白色全周灯及び作業灯を点灯して漂流中、平成21年6月28日06時40分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風力 2、視程 100m以下 海象：うねり 約2.5m、波高 約5cm	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、視界制限状態にある江ノ島灯台の南南西方沖を西北西進中、船長Aがレーダーの調整をしていて適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、船首からシーアンカーを投入して漂流していたものと考えられる。 船長Bは、接近するA船の機関音を聞き、その後左舷方約100mのところにA船を視認したのと考えられる。 B船は、機関を後進にかけたが、シーアンカーにより、移動することができなかった可能性があると考えられる。

	<p>Ｂ船の同乗者は、接近するＡ船に対して手を振って避航を促したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、視界制限状態にある江ノ島灯台の南南西方沖において、Ａ船が西北西進中、Ｂ船が漂泊中、Ａ船が適切な見張りを行わずに航行し、また、Ｂ船が機関を後進としたもののシーアンカーを投入していたことから移動することができなかつたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>